

京のアジェンダ21フォーラム規約

平成20年7月1日改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 役員等
- 第4章 会議
- 第5章 総会
- 第6章 幹事会
- 第7章 ワーキンググループ等
- 第8章 事務局等
- 第9章 資産及び会計
- 第10章 残余財産の処分
- 第11章 雑則
- 附則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(事務所)

第2条 フォーラムは、事務局を幹事会の定める所に置く。

(目 的)

第3条 フォーラムは、市民、事業者、行政が協働して、京（みやこ）のアジェンダ21（以下「アジェンダ」という。）に示された取組の具体化及び行動への誘導、並びにその評価及び充実を図り、もって環境と共生する持続型社会を実現することを目的とする。

(事 業)

第4条 フォーラムは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境情報に関する広報・普及事業
- (2) 環境保全活動に関する研修・調整・相談事業
- (3) 環境保全に関する調査・研究事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 フォーラムは、目的に賛同して会員となる市民、市民団体、事業者、事業者団体及び行政機関をもって構成する。

(入 会)

第6条 フォーラムの会員になろうとするものは、入会申込書を代表に提出するものとする。

(会 費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、年間会費とする。
- 3 既納の会費は、返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 会費を2年度分を越えて納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、幹事会の決議を経て、除名することができる。ただし、その会員に対し、あらかじめ弁明する機会を与えなければならない。

- (1) フォーラムの名誉を傷つけ、又はフォーラムの目的に違反する行為があったとき。
- (2) この規約及び別に定める規程に違反し、又は幹事会の議決を無視する行為があったとき。

第3章 役 員 等

(役 員)

第11条 フォーラムに次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 副幹事長 若干名
- (4) 幹 事 30名以内（代表、幹事長及び副幹事長を含む。）
- (5) 監 事 若干名

(役員を選任)

第12条 幹事は、会員のうちから総会で選任する。ただし、補欠の幹事は、前任者が推薦し、幹事会の承認を経て選任する。

2 代表、幹事長、副幹事長は、幹事会において互選する。

3 監事は、会員のうちから総会で選任する。

4 幹事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第13条 代表は、フォーラムを代表し、その業務を総理する。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、幹事長が指名した順序による。
- 4 幹事は、幹事会を構成し、会務を執行する。
- 5 監事は、フォーラムの会計、運営を監理し、会員に経理事務及び事業の監査報告を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決を経て、解任することができる。ただし、その役員に対し、あらかじめ弁明する機会を与えなければならない。

(1) フォーラムの役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障等のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(役員報酬)

第16条 役員は、無給とする。ただし、代表が幹事会の承認を経て、必要と認める場合は、有給とすることができる。

(顧問等)

第17条 フォーラムに顧問を置くことができる。

2 顧問は、幹事会の議決を経て、代表が就任を要請する。

3 顧問は、フォーラムの運営等重要な事項について、幹事会に指導助言を行う。

4 アジェンダの推進及び進行管理並びにフォーラムの活動及び運営上で、必要があると認めるときは、幹事会の議決を経て、フォーラムに専門委員を置くことができる。

第4章 会 議

(種別)

第18条 フォーラムの会議は、総会、幹事会、ワーキンググループ及びプロジェクトチームの4種とする。

第5章 総 会

(総会)

第19条 総会は、代表が招集する。

2 総会の議長は、代表が当たる。

3 総会は、毎会計年度1回以上開催するほか、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 代表が必要があると認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(3) 幹事長から開催の請求があったとき。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決事項)

第21条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 規約の改正

(2) 解散

(3) 会費の額及びその納入方法

(4) 幹事及び監事の選任

(5) 活動方針、事業計画及び収支予算

(6) 事業報告及び収支決算

(7) アジェンダの進行管理に関する事。

(8) その他フォーラムに関する重要な事項

(議事)

第22条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改正、解散については、出席会員の3分の2以上の議決を必要とする。

(表決の委任)

第23条 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、第20条及び前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(会員への通知)

第24条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 出席した会員(書面表決者及び表決委任者を含む。)の数

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録は、幹事会で承認後、事務局において保管する。

3 議事録は、会員から要求があった場合は、開示するものとする。

第6章 幹 事 会

(幹事会)

第26条 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事会の議長は、幹事長が当たる。

3 幹事会は、毎会計年度2回以上開催するほか、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 幹事長が必要があると認めたとき。

(2) 幹事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(幹事会の定足数)

第27条 幹事会は、幹事数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決事項)

第28条 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議案

(2) 総会の議決した事項の実施に関する事。

(3) フォーラムに関する広報及び各種関連情報の収集・発信に関する事。

(4) ワーキンググループの設置、廃止及び運営に関する事。

(5) プロジェクトチームの設置、廃止及び運営に関する事。

(6) 事業部の設置、廃止及び運営に関する事。

(7) 事務局の運営に関すること。

(8) その他フォーラムに関する重要な事項

(議 事)

第29条 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない事由により幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の幹事を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、第27条及び前条の規定の適用については、幹事会に出席したものとみなす。

(会員への通知)

第31条 幹事会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第32条 幹事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 幹事会の日時及び場所

(2) 出席した幹事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の数

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録は、次回幹事会で承認後、事務局において保管する。

3 議事録は、会員から要求があった場合は、開示するものとする。

第7章 ワーキンググループ等

(ワーキンググループ)

第33条 ワーキンググループは、幹事会が推薦する者及び会員の中から希望する者をもって構成する。

2 ワーキンググループは、フォーラムの活動方針に基づき、会議、ワークショップ、講演会、研修会の開催、事業化に向けた調査研究等具体的な活動を実施する。

3 ワーキンググループに関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

(プロジェクトチーム)

第34条 アジェンダの推進に関する特別の事項について調査、協議、企画及び実施等を行うため、必要に応じ、プロジェクトチームを設置する。

2 プロジェクトチームに関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

第8章 事務局等

(事務局)

第35条 フォーラムの事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に、事務局長1名をおき、フォーラムの事務を総括する。

3 事務局は、市民、市民団体、事業者若しくは事業者団体又は行政機関からの職員若干名で構成する。

4 事務局長及び事務局の職員は、代表が任免する。

5 事務局に関する必要な事項は、幹事会において別

に定める。

(事業部)

第36条 アジェンダの推進に当たり必要と認めるときは、幹事会の議決を経て、事業部を置くことができる。

2 事業部に関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 フォーラムの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 自主事業収入

(4) 受託事業収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 フォーラムの資産は、代表が管理し、その方法は、幹事会において別に定める。

(経費の支弁)

第39条 フォーラムの経費は、資産をもって支弁する。

(暫定予算)

第40条 やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表は、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(予算の追加及び補正)

第40条の2 予算の成立後やむを得ない事由が生じたときは、幹事会の議決を経て、既定予算の追加又は補正を行うことができる。

(剰余金の処分)

第41条 毎会計年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第42条 フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第10章 残余財産の処分

(残余財産の処分)

第43条 フォーラムが残余財産を残して解散する場合においては、幹事会の議決を経て、残余財産の処分方法を決定するものとする。

第11章 雑 則

(委 任)

第44条 この規約の施行に関する必要な事項は、幹事会において別に定める。

附 則

(附則)

1 この規約は、設立の日(平成10年11月23日)から施行する。

2 フォーラムの設立当初の幹事及び計画推進委員は、第12条第1項及び同条第3項の規定にかかわらず、設立発起人及び京のアジェンダ21フォーラ

ム準備委員会が選出する。

- 3 フォーラムの設立当初の幹事会及び計画推進委員会は、設立大会をもって代える。
- 4 フォーラムの設立当初の第11条各号に掲げる役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成11年4月1日から起算するものとする。
- 5 フォーラムの設立当初の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立の日が始まる。
- 6 フォーラムの設立当初の会計年度においては、第21条第4号、同条第5号及び同条第6号の規定は適用しない。

(附則)

この規約は、平成12年8月2日から施行する。

(附則)

- 1 この規約は、平成13年5月1日から施行する。ただし、施行の日以前において、この規約の規定の例により、この規約の施行の準備を行うことができる。

(経過措置)

- 2 この規約が施行された後、最初の総会が開催されるまでの間、第3章から第8章までの規定は、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、第14条第3項の規定を準用する。

(附則)

この規約は、平成14年7月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成15年7月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成20年7月1日から施行する。

(フォーラムの事務所)

第2条に規定する別に定める事務所は、次に掲げる場所に置くこととする。

〒612-8103

京都市伏見区深草池ノ内町13

京エコロジーセンター活動支援室内

平成15年6月20日（平成15年度第2回幹事会）承認

(フォーラムの会費)

第7条第1項に規定する別に定める会費は、1口千円を単位として、会員ごとに次の各号に定められた口数分とする。

- (1) 個人会員 1口
- (2) 団体会員 2口以上

平成10年11月23日（幹事会・計画推進委員会合同会議）承認